

新型コロナウイルス対策

(令和2年4月7日決定事項)

ホクビシティホーム株式会社
シティホーム山鼻

【今後のコロナウイルス対策の実施期間について】

令和2年4月15日まで実施予定のコロナウイルス対策については、事態の終息まで数ヵ月かかる見通しであることを踏まえ（令和2年4月6日老蘇会静明館診療所大友医師主催の新型コロナウイルス対策に関するオンライン会議の内容を参考）、今後は実施期間を特に定めることなく行うこととし、終了が妥当と判断された場合にはご連絡いたします。
対策の内容は以下の通りです。

【ご入居者様】

◇ご家族様等の面会は1階にて短時間(10分程度)とさせていただきます。ただし、施設が許可した場合は、フロア居室のみ(共有部分は不可)での面会を可能とさせていただきます。
いずれの場合も面会の際は以下の対応をお願いいたします。

- ・受付(風除室)にて体温の測定及び面会簿の記入。
- ・マスクの着用、1Fでの手洗い・消毒、還元水の噴霧。

※緊急事態宣言の対象地域へ行った方もしくは接触がある方は14日間の経過後から許可させていただきます。

○ご入居者様のデイサービスの制限。

○外部事業者等によるサービス・イベントは基本中止。

※訪問理美容については4月より来ていただく事とします。

◇訪問診療等は1階にて受診し訪問歯科は基本中止。

※必要性のある方は1階にて受診していただきます。

○担当者会議や必要な面会の際は1階にて対応。

○施設内にて職員が行うレクリエーションは通常通り行う。

※○…前回より継続、◇…一部緩和

※中止となっているものは、実施可能と判断された場合に随時開始していきます。

【職員】

○マスクの着用・咳エチケットの徹底。

○就業時など入館時の手洗いうがい・還元水による消毒(ミニボトル配布)。

○手に触れる箇所の消毒。

○居室やフロアの換気。

◇休日も人の集まるところは避ける。なお、緊急事態宣言の対象地域へ行った場合もしくは接触があった場合は14日間の経過観察後の出勤とします。

- 同居の家族に発熱が認められた場合は自宅待機。
 - 衣類（エプロン含む）や職場の清潔保持。
 - 外部の研修やイベントの参加制限。
 - 感染症等の影響により出勤できない職員が増えた場合は「**緊急時対応期間**」とする。
 - ①食事の提供や排泄に関する介助を優先し、入浴介助や清拭は最低週1回行うこと。
 - ②夜勤者は2人の確保を目指し、巡視は特別な配慮が必要な方以外は6時間毎とする。
 - ③行事やレクリエーションの中止。
 - ④「緊急時対応期間」であることをご家族様へ連絡する。
- ※○…前回より継続、◇…一部緩和